

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二二件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
11	6	(月日)	付月日	出月日	付委員会	議委員会	
憲政功労年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (大三、三〇)	大三、三〇	大三、三〇	大三、三〇	議委員会 決議	議委員会 決議	
憲政功労年金法の一部を改正する法律案	(四一四)	大三、三〇	大三、三〇	大三、三〇	議委員会 決議	議委員会 決議	
	(四一四)	大三、三〇	大三、三〇	大三、三〇	議委員会 決議	議委員会 決議	
	(四一四)	大三、三〇	大三、三〇	大三、三〇	議委員会 決議	議委員会 決議	
	可 決 五〇	可 決 五〇	可 決 五〇	可 決 五〇	付委員会 議委員会 決議	付委員会 議委員会 決議	
	可 決 五〇	可 決 五〇	可 決 五〇	可 決 五〇	付委員会 議委員会 決議	付委員会 議委員会 決議	
	可 決 四二	可 決 四二	可 決 四二	可 決 四二	議本會 議院	議本會 議院	

# 国会法の一部を改正する法律案（衆第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律

案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、本年四月一日から日本国有鉄道改革法等が施行されることに伴い、従来の「日本国有鉄道」が存在しないこととなるため、所要の条文整理を行おうとするものである。

あります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもつて

可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 憲政功労年金法の一部を改正する法律案（衆第一一号）

#### 要旨

本法律案は、憲政功労年金の年額を昭和六十二年分から五百円（現行百万円）に改定しようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました憲政功労年金法の一部を改正する法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員として五十年以上在職し、憲政上特に功績顯著なものとして、衆議院または参議院において、表彰の議決があつた者に対して、終身支給する功労年金の年額を、法律制定当初の百万円からこの際五百円に改めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。